

決定日 令和8年9月25日

決 定 書

栃木県那須烏山市野上
異議申出人 荒 井 浩 二

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和8年5月11日に提起された同年4月26日執行の那須烏山市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の趣旨及び理由

1 異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人佐々木豊（以下「当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求めて本件異議の申出をしたものである。

2 異議の申出の理由

申出人は、市議会議員となるには、引き続き3箇月以上市の区域内に住所を有する必要があるが、当選人は、住民票を那須烏山市に異動してはいるが、本市における「生活の本拠」を有しているとは見受けられないため、その実態を明らかにしてほしいとしている。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 現住所地（那須烏山市興野■■■■■をいう。以下同じ。）を拠点とした居住実態があるとは思えない、毎日前住所地（那須塩原市■■■■■をいう。以下同じ。）に帰っている、との複数の近隣住民や関係者等の証言がある。
- (2) (1)の証言から現住所地の現地調査を行ったところ、昼夜間の不在からやはり生活の本拠を有しているとは見受けられなかった。
- (3) 使用している乗用車が「那須ナンバー」であること及び二輪車が「那須塩原市ナンバー」であることは、依然として前住所地を拠点としている証拠である。
- (4) 現住所地にあるのは、会社事務所・店舗であり、居住専用の空間ではなく、店舗や

休憩所を住居として宿泊していると主張しても、継続的な生活の本拠としての適格性を欠き、一時的な仮眠や休憩の域を出ないものである。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると、法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

したがって、本件異議の申出において争点となるのは、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月以上、すなわち令和8年1月26日から同年4月26日まで（以下「本件期間」という。）、那須烏山市の区域内に住所を有している者であったか否かという点である。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出を適法なものと認めてこれを受理した。

申出人からは、口頭意見陳述の申立てがあったので、これを実施し、申出人の主張及びその根拠を確認したほか、申出人に質問を行った。

さらに、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、証拠書類の提出を求めるとともに、当選人としての主張を確認したほか、現住所地に所在する有限会社クローバー代表取締役■■■■氏（以下「■■■氏」という。）が運営し、当選人が支配人を務めるクローバーステーキハウス（以下「クローバー」という。）、現住所地に所在する休憩所（以下「休憩所」という。）、■■■氏が運営し、当選人が支配人を務めるクローバーボヌール（大田原市■■■■■。以下「ボヌール」という。）及び前住所地の検証を行った。

また、近隣住民、クローバー及びボヌールの従業員、当選人の家族その他関係人への聞き取り調査も行うなど、慎重に審理した。

その結果は、以下のとおりである。

1 住所認定についての解釈

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、昭和29年10月20日最高裁判所判決もこれと同旨を述べるとともに、

特に「選挙に関しては住所は一人につき一箇所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきもの」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされ、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

さらに、「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である」（令和3年12月23日東京高等裁判所判決）とされている。

2 口頭意見陳述における申出人の主張

- (1) 名前は言えないが、選挙後に私のところにたくさんの連絡がきた。噂レベルでは15人くらい。「当選人は住んでいない。」などと証言している。
- (2) 毎日前住所地に帰っていると言っている人もいれば、大田原市に住んでいると言っている人もいる。
- (3) 現住所地の現地調査を選挙後に自分と知り合いの住民により実施したところ、2日以上滞在していないと思われることを確認している。継続性が見られないということである。
- (4) 前住所地の状況も撮影し、居宅の電気がついていることを確認している。ただし、誰が住んでいるかまでは分からない。その時には、当選人の車は確認できなかったが、シャッター付きの車庫があり、そこに車が入っていると思う。
- (5) 前住所地に何人住んでいるかは分からないが、住所の移転をする前と移転をした後の電気代を比較できれば、事実が分かることになると思う。
- (6) 前住所地の周辺には何もなく、隣の方に声をかけようと思ったが、住んでいなかった。

3 当選人の主張

当選人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 現住所地における生活状況

ア 令和7年8月14日に前住所地から現住所地へ住所を移した。

イ 現住所地では、同一敷地内の休憩所を居室として使用している。就寝は、休憩所よりも、クローバーの営業終了後、店舗内の作業部屋でパソコン作業等をした後、そのまま椅子を並べて仮眠することが多い。

ウ 食事はクローバー店舗の賄いや余りものを食べ、入浴は調理場内にポータブルバスタブを設置して行い、洗濯はクローバーの洗濯機を使用している。

エ 必要な私服等は車や前住所地に置いており、必要に応じて前住所地に取りに行っている。

オ 本件期間中に購入した生活用品は、クローバー、ボヌール及び前住所地の間を行き来した際、途中のガソリンスタンドにおいて購入した車の燃料が主なものである。

(2) クローバー等における勤務状況

ア クローバー及びボヌールの統括支配人として両店舗を行き来している。業務はクローバーが中心であるが、ボヌールで仕事をすることもある。

イ ボヌールには、日中に行くことが多く、クローバーの営業終了後の夜中に行くこともある。

(3) 前住所地の利用状況

ア 前住所地には、母親が住んでいるが、令和6年4月頃に腰を骨折してから日常生活のサポートが必要となっている。

イ 現住所地へ住所を移した後も、その頻度は減っているものの、昼間にボヌールに行く際に前住所地に立ち寄り、入浴や仮眠をしたり、休日に寝泊まりしたりすることがある。

4 当委員会が認定した事実

提出された証拠書類、当委員会が行った検証及び聞き取り調査等によれば、次の事実が認められる。

(1) 現住所地について

ア 住民基本台帳法上の届出状況

当選人は、令和7年8月14日に現住所地に住所を移し、その後、本件選挙の期日である令和8年4月26日においても、現住所地を住所としていた。

イ 運転免許証の住所変更の状況

当選人は、令和7年9月4日に運転免許証の住所を現住所地に変更している。

ウ 現住所地の使用及び居住等に関する証明

■■■■氏からは、当選人に対し無償で現住所地の使用及び居住を認め、当選人が現

住所地で寝泊まりしている事実がある旨を証明する書面が提出されている。

また、11人のクローバーの従業員からも、連名で当選人が現住所地で寝泊まりしている事実がある旨を証明する書面が提出されている。

エ 近隣住民の証言

近隣住民からは、本件期間中の当選人について、朝8時から9時頃に当選人を見かけることが多く、その状況から休憩所で寝泊まりしていると思っている旨の証言が得られている。

オ クローバーの従業員の証言

クローバーの従業員からは、本件期間中の当選人について、①店舗内や休憩所で当選人が寝泊まりしている様子を見かける、②店舗内や休憩所に当選人の私物が置かれているのを見かける、③店舗内で昼・夜食の賄いのほか、朝食として賄いの残り等を食べているのを見かける、④店舗内や休憩所で入浴、洗濯、着替えをしている様子を見かけるなどの証言が得られている。

カ 休憩所の設備

休憩所には、居間、トイレ、洗面スペース及び就寝部屋があるほか、居間にはホットカーペット、エアコン、ファンヒーター等が、就寝部屋にもエアコンが備え付けられていることを確認した。

キ ポスト及び表札の設置

当選人は、店舗裏に「SASAKI」のポストを、休憩所に「SASAKI」の表札を設置していることを確認した。

ク 郵便物の受領状況

当委員会から現住所地に郵送した令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び令和8年4月26日執行の那須烏山市議会議員選挙の入場券については、いずれも返戻がなかったことから、当選人は、当該郵便物を現住所地で受領したことがうかがえる。

ケ 電気、ガス及び水道の使用状況

当選人が現住所地で消費した電気、ガス及び水道については、クローバーの営業

用のものと共通しているため、当選人個人の使用量を区別して計測することが困難であり、本件期間中の当選人の使用実態を具体的に確認することはできない。

コ クローバーにおける警備会社による警備記録

クローバーにおける警備会社による警備記録によると、本件期間中、午前1時から午前8時まで警備システムが解除されたままとなっている日が、全体の41.8%に当たる38日ある。

サ 生活用品の購入状況

生活用品の購入は、一般的に生活の本拠となる地域で行われるため、生活の本拠を判断する材料となり得るが、当選人の場合、本件期間中、車の燃料以外、そもそも生活用品をほとんど購入していないため、生活の本拠を判断する材料とはならない。

シ 当選人の供述

当選人からは、現住所地では、休憩所より店舗内の作業部屋で寝ることが多い旨の供述が得られている。

(2) ボヌールについて

ア 当選人の供述

当選人からは、ボヌールの統括支配人でもあり、クローバーとボヌールの両店舗を行き来し、ボヌールで仕事をすることもあるとの供述が得られている。

イ 関係人の証言

■■■■氏からは、現住所地に住所を移した後はボヌールに来ることが少なくなっている旨、ボヌールの従業員からは、当選人に会うのは週1～2回（本件期間中の14.3～28.6%）くらいで、頻度は以前に比べてかなり減っている旨、ボヌールの清掃業者の担当者からは、当選人に週に1回（本件期間中の14.3%）程度会う旨の証言がそれぞれ得られている。

また、■■■■氏からは、当選人が夜通しで仕事をして朝クローバーに帰っているが、事務所兼休憩所で仮眠することもある旨、ボヌールの従業員からは、午前3時半頃に当選人の車を見かけることがある旨、ボヌールの清掃業者の担当者からは、朝5時に当選人を見かけることがある旨の証言がそれぞれ得られている。

ウ 事務所兼休憩所の設備

ボヌールの事務所兼休憩所は、 氏と当選人が共同で使用する作業スペースであるとともに、現住所地の休憩所のような居間、トイレ、洗面スペース、就寝部屋などの設備や入浴設備はないことを確認した。

エ 居住に関する証明

 氏から提出された前記(1)ウの書面には、ボヌールの居住を認める記載はなく、当選人の使用及び居住を認めているのは、現住所地のみである。

(3) 前住所地について

ア 当選人の供述

当選人からは、令和7年8月14日に現住所地へ住所を移した後も、その頻度は減少したものの、前住所地に立ち寄って入浴や仮眠をしたり、休日に寝泊まりしている旨の供述が得られている。

イ 当選人の実母の居住状況

前住所地に当選人の実母も居住していることを確認した。

なお、令和8年4月28日まで、当選人の実母の住民票上の住所は宇都宮市 にあったが、当選人の実母は、令和6年8月から令和7年3月まで、前住所地で那須塩原市内の介護サービス事業所による訪問介護サービスを受けていたことが確認されている。

ウ 電気及びプロパンガスの使用状況

前住所地では、電気及びプロパンガスが使用されており、その契約者及び支払者はいずれも当選人である。

なお、当選人が住所を移した後の令和7年9月から令和8年4月まで及び本件期間に相当する令和8年1月から4月までの1箇月当たりの平均使用量を前年同期と比較した結果は、次のとおりである。

《電気》

期間区分	R6 月平均使用量	R7 月平均使用量	R6とR7の差	増減率
9月～4月	616.1 kwh	594.3 kwh	▲ 21.8kwh	▲ 3.6%

1 月～4 月	669.0 kwh	622.5 kwh	▲ 46.5kwh	▲ 7.0%
---------	-----------	-----------	-----------	--------

《プロパンガス》

期間区分	R6 月平均使用量	R7 月平均使用量	R6とR7の差	増減率
9 月～4 月	17.9 m ³	15.7 m ³	▲ 2.2 m ³	▲ 12.4%
1 月～4 月	19.9 m ³	16.2 m ³	▲ 3.7 m ³	▲ 18.8%

これによれば、当選人が住所を移した後の令和7年9月から令和8年4月までの比較では、電気は616.1kWhから594.3kWhと21.8kWh（3.6％）減少し、プロパンガスも17.9m³から15.7m³と2.2m³（12.4％）減少している。

また、本件期間に相当する令和8年1月から4月までの比較では、電気は669.0kWhから622.5kWhと46.5kWh（7.0％）減少し、プロパンガスも19.9m³から16.2m³と3.7m³（18.8％）減少している。

なお、東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、戸建て世帯の1箇月当たりの平均電気使用量は、世帯人員が1人減少すると、2人世帯（331kWh）から単身世帯（219kWh）では112kWh減、3人世帯（386kWh）から2人世帯では55kWh減、4人世帯（436kWh）から3人世帯では50kWh減となる。

また、平成18年度のプロパンガス消費実態調査によると、関東地区の1箇月当たりの平均使用量は、世帯人員が1人減少すると、3人世帯（10.6m³）から2人以下世帯（8.3m³）では2.3m³減、4人世帯（13.9m³）から3人世帯では3.3m³減、5人世帯（14.4m³）から4人世帯では0.5m³減となる。

エ 水道の使用状況

水道については、地下水を使用しているため、その使用状況を計測することが困難であり、本件期間における使用実態を具体的に確認することはできない。

オ 当選人の実弟の証言

本件期間における前住所地の電気の平均使用量622.5kWhは、4人世帯の平均使用量436kWhを上回っており、プロパンガスの使用量16.2m³も、5人世帯の平均使用量14.4m³を上回っているが、当選人の実弟からは、前住所地の電気及びプロパンガスの使用量が多いのは、電気については、居間の照明とテレビのほか、当選人の衣類を保管している部屋のエアコンをカビ予防のためつけっぱなしにしているためで、プロパンガスについては、風呂に追い焚き機能がなく、お湯が冷める都度、お湯を張り替えざるを得ないためとの証言が得られている。

カ 前住所地の検証状況

前住所地には、日常生活に必要な設備が備わっているほか、①当選人が仮眠用として使うこともあるベッドがあること、②当選人の衣類、業務上使用する物品、所有するバイク等が置かれていること、③当選人の衣類を保管している部屋のエアコンが稼働していること、④風呂に追い焚き機能がないことを確認した。

また、前住所地の周辺には、常時居住している近隣住民がいないことを確認した。

5 当委員会の判断

当委員会は、以上を踏まえ、本件期間における当選人の生活の本拠がどこにあったのかについて、次のとおり判断する。

(1) 現住所地について

ア 現住所地の生活設備

休憩所の設備は、前記4(1)カのとおりであることからすると、本件期間中、現住所地には、当選人が継続して日常生活を営むことが可能な一定の生活基盤が整っていたことが認められる。

イ 当選人の日常生活を営む意思

前記4(1)ア、イ、キ及びクの事情は、それぞれ単独では生活の本拠を認める決定的な事情とはいえないものの、これらを併せて考えると、少なくとも本件期間において、当選人は現住所地を住所として取り扱い、単なる一時的な仮眠や休憩の場所としてではなく、日常生活を営む場所とする意思がうかがえる。

ウ 関係人の証明及び証言に基づく寝泊まり及び日常生活の状況

■氏及びクローバー従業員からは、前記4(1)ウの書面が提出されているほか、現住所地の近隣住民やクローバー従業員からも、前記4(1)エ及びオの証言が得られていることを併せて考えると、当選人は、本件期間中、現住所地において寝泊まりするとともに、食事、入浴、洗濯、着替え等の日常生活に必要な行為も行っていたものと推察できる。

エ 警備記録からみた夜間の滞在状況

前記4(1)コの警備記録については、この警備システムは店舗内を対象とするものであり、当選人がその時間帯に店舗内で寝泊まりしていたことを証明するものでは

ないが、①当選人からは、前記4(1)シの供述が得られていること、②クローバーの従業員からも、前記4(1)オの証言が得られていることを併せて考えると、本件期間の41%程度は、当選人が夜間から早朝にかけて店舗内に滞在し、そのまま寝泊まりしていたものと推察できる。また、休憩所の寝泊まりも含めれば、本件期間の41%程度を超えて現住所地に滞在していたことにもなる。

オ 判断

以上のことを踏まえると、現住所地は、当選人が継続して日常生活を営むことが可能な生活基盤が整っており、また、本件期間中、当選人が主に寝泊まりしていたことを否定するに足る特段の事情は見当たらない。

(2) ボヌールについて

ア 当選人のボヌールでの滞在状況

当選人からは、前記4(2)アの供述が得られていること、また、■■■■氏、ボヌールの従業員及びボヌールの清掃業者の担当者からは、前記4(2)イの証言が得られていることを併せて考えると、当選人は、本件期間中、ボヌールで担う業務のため、夜間から早朝にかけて滞在し、仮眠することもあったと推察できるが、それは、本件期間中の多くても28%程度であり、恒常的に寝泊まりしていたとは認め難い。

イ ボヌールの生活設備

ボヌールの事務所兼休憩所は、前記4(2)ウのとおりであったことからすると、継続して日常生活を営むことが可能な生活基盤が十分に整えられた場所とは認め難い。

ウ 居住に関する証明の評価

■■■■氏から提出された書面を前記4(2)エのとおり解釈すると、■■■■氏は、ボヌールにおける当選人の居住を認めていない。

エ 判断

以上のことを踏まえると、ボヌールは、継続して日常生活を営むことが可能な生活基盤が十分に整えられた場所とは認め難く、また、本件期間中、当選人が主に寝泊まりしていたとも言い難い。

(3) 前住所地について

ア 前住所地の生活設備及び当選人による利用状況

前記4(3)ウ及びカの事情を併せて考えると、前住所地には、継続して日常生活を営むことが可能な生活基盤が整っているものと認められる。

また、前記4(3)アのとおり、当選人は、現住所地への住所移転後も、前住所地との関わりを保っていると推察できる。

イ 当選人の住所移転後の電気及びプロパンガスの使用量の減少状況

電気及びプロパンガスについては、前記4(3)イによれば、少なくとも令和6年8月以降、当選人と当選人の実母の双方が使用していると考えられるが、前記4(3)ウの使用量の推移をみると、当選人の住所移転後は前年同期と比較して減少している。特に本件期間に相当する令和8年1月から4月までに限ってみると、電気は46.5kWh減少しており、これは世帯人員が1人減る場合の減少量（50～112kWh程度）に相当する。また、プロパンガスについても3.7㎡減少しており、こちらも世帯人員が1人減る場合の減少量（0.5～3.3㎡程度）に相当する。

なお、電気及びプロパンガスともに、一般的な世帯の平均使用量を上回っているが、前記4(3)オの証言は合理的な理由と考えられ、現に前記4(3)カのとおり、証言の裏付けも得られていることから、平均使用量を上回ることをもって、前住所地に当選人が日常的に生活しているとまでは言えない。

ウ 判断

以上のことを踏まえると、前住所地は、継続して日常生活を営むことが可能な生活基盤が整っているが、本件期間中、当選人が主に寝泊まりしていたとは言い難い。

(4) 申出人の主張について

ア 現住所地に居住実態がないとの主張について

申出人は、「現住所地を拠点とした居住実態があるとは思えない」、名前は言えないが「当選人は住んでいない」などの複数の近隣住民や関係者等の証言がある旨を主張している。

本件について、当委員会が調査した範囲では、いずれの者からもこのような証言は得られなかった。

また、本件については、証言者が誰なのかや、その根拠が明らかでないことから、当委員会は申出人に対し、関係する証拠書類等の提出を求めたが、期日までに提出

はなく、申出人の主張する事実は確認できなかった。

イ 現住所地の現地調査について

申出人は、「現住所地の現地調査を行ったところ、昼夜間の不在からやはり生活の本拠を有しているとは見受けられなかった」「現住所地の現地調査を選挙後に自分と知り合いの住民により実施したところ、2日以上滞在していないと思われることを確認している。継続性が見られない」旨を主張している。

本件については、知り合いの住民が誰なのかや、現地調査の状況が明らかでないことから、当委員会は申出人に対し、関係する証拠書類等の提出を求めたが、期日までに提出はなく、申出人の主張する事実は確認できなかった。

ウ 現住所地が会社事務所・店舗であるとの主張について

申出人は、「現住所地にあるのは、会社事務所・店舗であり、居住専用の空間ではなく、店舗や休憩所を住居として宿泊していると主張しても、継続的な生活の本拠としての適格性を欠き、一時的な仮眠や休憩の域を出ない」旨を主張している。

本件については、居住専用の空間でないことをもって生活の本拠であることを否定する根拠とはなり得ない。仮に、仮眠や休憩であったとしても、それをもって生活の本拠としての適格性を欠く根拠とはなり得ない。

エ 当選人が毎日前住所地に帰っている又は大田原市に住んでいるとの主張について

申出人は、「毎日前住所地に帰っている」又は「大田原市に住んでいる」との複数の近隣住民や関係者等の証言がある旨を主張している。

本件については、当委員会が調査した範囲では、いずれの者からもこのような証言は得られなかった。

また、本件については、証言者が誰なのかや、その根拠が明らかでないことから、当委員会は申出人に対し、関係する証拠書類等の提出を求めたが、期日までに提出はなく、申出人の主張する事実は確認できなかった。

オ 前住所地の電気がついてたとの主張について

申出人は、「前住所地の状況を撮影し、誰が住んでいるかまでは分からないが、居宅の電気がついてることを確認した」旨を主張している。

本件については、前住所地には当選人の実母が住んでおり、電気がついていても当選人の生活の本拠であることを証明する根拠とはなり得ない。

カ 前住所地の電気使用量について

申出人は、「前住所地に何人住んでいるかは分からないが、住所を移す前と移した後の電気代を比較すれば、事実が分かることになる」旨を主張している。

本件については、前住所地の電気使用量は、当選人が現住所地に住所を移した後、前年同期と比較して減少していることから、当選人が引き続き前住所地で日常的に生活していたとは言い難い。

キ 当選人の使用している乗用車が「那須ナンバー」であること及び二輪車が「那須塩原市ナンバー」であることについて

申出人は、「使用している乗用車が那須ナンバー、二輪車が那須塩原市ナンバーであることは、依然として前住所地を拠点としている証拠である」旨を主張している。

本件については、自動車や二輪車の登録上の地域は、登録手続上の地域を示すものにすぎず、その地域が実際の生活の本拠であることを直接示すものではなく、そのことだけで、当選人の生活の本拠が前住所地にあったと認めることはできない。

ク 前住所地のシャッター付き車庫について

申出人は、「前住所地の撮影時に当選人の車は確認できなかったものの、シャッター付き車庫に車が入っていると思う」旨を主張している。

本件については、当委員会による検証により、当該車庫内には、申出人の主張を裏付けるような状況は確認できなかった。

(5) 小括

以上のことを総合すると、本件期間中、当選人の生活の本拠は、現住所地にあったと判断することが相当であり、当選人は、現住所地で実際に寝泊まりしていたものと推認できる。

また、当委員会が審理する過程で、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張が確認できなかった。

したがって、当委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと判断する。

6 結論

以上のとおり、本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平

成26年法律第68号) 第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年9月25日

那須烏山市選挙管理委員会
委員長 佐 竹 信 哉

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で栃木県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。